

# いなべ市と四日市大学との包括連携に関する協定書

いなべ市（以下「甲」という。）と四日市大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互の人的、物的、知的資源を交流、活用することにより、地域社会の発展と人材の育成を図ることを目的とする。

## （連携事業）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力するものとする。

- (1) 教育研究を通じた地域の振興に関すること
- (2) 健康・福祉の増進に関すること
- (3) 環境保全に関すること
- (4) 文化・教育の振興に関すること
- (5) 産業・観光の振興、まちづくりの推進に関すること
- (6) 人材の育成に関すること
- (7) その他前条の目的を達成するために甲乙が必要と認めること

## （期間）

第3条 本協定は、締結の日から発効し、平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙双方のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、さらに1年間有効とし、その後も同様とする。

## （経費）

第4条 本協定にもとづく連携事業の実施に要する経費については、甲乙はその都度協議の上、覚書その他の方法により、別に定めるものとする。

## （その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、甲乙協議してこれを定める。

2 本協定について疑義又は変更の必要が生じたときは、甲乙協議の上、その都度決するものとする。

本協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成27年3月27日

甲 いなべ市  
市長

日 沖



乙 四日市大学  
学長

宗村 南男

